

熊本市介護サービス事業者の業務管理体制の届出に関する要領

制定 平成26年11月14日健康福祉子ども局長決裁

改正 平成27年4月1日高齢介護福祉課長決裁

改正 平成28年4月1日高齢介護福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の3第2項及び施行規則第140条の40第1項の規定により事業者が市長に届出を行う場合は、第1号様式によるものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の3第3項及び施行規則第140条の40第2項の規定により事業者が市長に届出事項の変更届出を行う場合は、第2号様式によるものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の3第4項及び施行規則第140条の40第3項の規定により事業者が市長に区分の変更届出を行う場合は、第1号様式によるものとする。

(届出の提出先)

第5条 各届出の提出先は、熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課とする。

(関係機関への情報提供)

第6条 市長は第2条から第4条までの規定による届出に関し、国、県に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者 (法人) 番号												
1	届出の内容													
	(1)法第115条の32第2項関係 (整備)													
(2)法第115条の32第4項関係 (区分の変更)														
2	フリガナ 名 称													
	住 所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)											
	連 絡 先		電話番号				FAX番号							
	法人の種別													
	代表者の職名・氏名 ・生年月日		職名		フリガナ 氏 名				生年 月日		年 月 日			
	代表者の住所		(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)											
3	事業所名称等 及び所在地		事業所名称		擬(訶)朝		介護保険番号(国機関コード)				所在地			
			計 力所											
4	介護保険法施行規則 第140条の40第1項第 2号から第4号に基づく 届出事項		第2号		法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日					
			第3号		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
			第4号		業務執行の状況の監査の方法の概要									
5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課													
	事業者 (法人) 番号													
	区分変更の理由													
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課													
区 分 変 更 日		年 月 日												

